

昭島市北部地域包括支援センター ハピネス昭和の森

介護予防・総合事業支援重要事項説明書

- 1 当センターが提供するサービスについての相談窓口、及び連絡先は次のとおりです。ご不明な点は、遠慮なく、なんでもおたずねください。

電話 042-519-6967 (午前9時～午後6時まで)

- 2 昭島市北部地域包括支援センター ハピネス昭和の森の概要

- (1) 介護予防支援・総合事業支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	昭島市北部地域包括支援センター ハピネス昭和の森
所在地	昭島市代官山1丁目2番1号
指定介護予防(総合事業)支援事業所番号	第1304000050号
サービスを提供する地域	昭島市

- (2) 当センターの職員体制

業務	資格	常勤	非常勤	計
管理者		1名	0名	1名
介護予防・総合事業支援担当	主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師・看護師・介護支援専門員等	2名	1名	3名
事務職員		0名	1名	1名

- (3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日(祝祭日及び12月29日～1月3日までの年末年始を除く。)
営業時間	午前9時～午後6時

- 3 ご利用にあたって

- (1) 利用料

介護予防支援について、要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

総合事業支援について、要支援認定を受けられた方または事業対象者と認められた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

- * 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当センターからサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日昭島市の窓口に出しますと、払戻等を受けられます。

- ・ 介護予防支援

4,791円 初めての月は3,252円が加算されます。

※居宅介護支援事業所へ委託した場合、委託開始月のみ3,252円が加算されます。

- ・ 総合事業支援

① ケアマネジメントA 4,791円 初めての月は3,252円が加算されます。

② ケアマネジメントB 4,466円 初めての月は3,252円が加算されます。

③ ケアマネジメントC 4,791円

※上記事業の内、①ケアマネジメントA及び②ケアマネジメントBにおいて、

居宅介護支援事業所へ委託した場合、委託開始月のみ3,252円が加算されます。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合は、文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

②当センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の介護予防・総合事業支援事業者をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要支援認定が、非該当（自立）又は要介護と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④その他

お客様やご家族などが当センターや当センターの介護予防・総合事業支援担当職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行いその改善が見込めない場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) サービス計画の作成等の委託について

当センターは、サービス計画の作成事務、ご利用者宅へ訪問して行う経過観察及びこれらに付随する事務を居宅介護支援事業者に委託いたします。

この場合、委託先の事業者名及び担当者の氏名をお知らせします。

4 当センターの介護予防・総合事業支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ・利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じ、可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の立場にたった援助を行います。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場でサービスを調整します。
- ・基本業務（総合相談・権利擁護・包括的、継続的ケアマネジメントの支援・介護予防ケアマネジメント）を一歩一歩確実に遂行していくとともに、常にサービスの質の向上を目指していきます。またこうした実践を通し、地域における包括的なネットワーク構築のため努力をしていきます。

5 サービス内容に関する苦情

(1) 当センター苦情担当

当センターの介護予防・総合事業支援に関するご相談、苦情及びサービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担 当 相 談 員 電 話 042-519-6967

(2) その他

当センター以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

昭島市保健福祉部 介護福祉課 電 話 042-544-5111

6 当事業所の概要

名 称 ・ 法 人 種 別 社会福祉法人 ファミリー

代 表 者 役 職 ・ 氏 名 理事長 佐藤 弘子

定款の目的に定めた事業 (1) 第一種社会福祉事業 ①特別養護老人ホーム

(2) 第二種社会福祉事業 ①老人デイサービス事業 ②老人短期入所事業 ③老人介護支援センター

④老人居宅介護事業 ⑤認知症対応型老人共同生活援助事業 ⑥障害福祉サービス事業

(3) 公益を目的とする事業 ①居宅介護支援事業 ②訪問入浴介護事業 ③福祉用具貸与事業

④特定福祉用具販売事業 ⑤地域包括支援センター ⑥介護予防支援事業